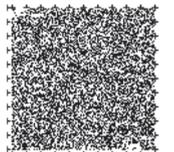
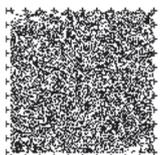


# 第 3 章

## 計画の基本的な考え方





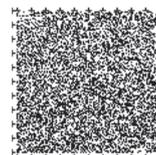
## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念と基本目標

#### (1) 基本理念

### ～健康スポーツ文化都市～ 高齢者が健康を保ち、生きがいを持って 安心して生活できるやさしいまち

- 介護保険制度は、高齢化の進展、社会や住民意識の変化を受けて、順次見直しが行われてきましたが、「団塊の世代」が全て75歳以上となる令和7（2025）年、高齢者人口がピークとなる令和22（2040）年を見据えて、地域包括ケアシステムを深化・推進することが最大のテーマとなっています。
- 本市においても、第3期野田市シルバープランから「高齢者が健康を保ち、生きがいを持って安心して生活できるやさしいまち」の実現を基本理念として掲げ、市民や関係団体等との協働により、高齢者福祉施策の推進を図っています。
- 本市では、「夢のある住みよいまち」「元気で明るい家庭を築けるまち」を目指し、令和5年4月1日に「健康スポーツ文化都市」を宣言しました。宣言では、健康は市民すべての願いであり、まちの活力の源であること、また、子どもから大人まで、障がいのある人もない人も、スポーツや文化活動を通じて人と人との交流を深め、人間力を育み、人づくり、まちづくりにつなげていくことを誓っています。
- 本計画では、これまでの基本理念を踏襲しつつ、「健康スポーツ文化都市」に基づき、社会参加や健康づくりを通じて高齢者が生きがいを持てる環境の整備をより具体的に推進するとともに、全ての世代の市民が一体となった「地域共生社会」の実現の第一歩として取り組むことを目指しています。



## (2) 基本目標

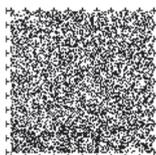
第8期野田市シルバープランの検証を踏まえて、本計画の基本理念に掲げる「高齢者が健康を保ち、生きがいを持って安心して生活できるやさしいまち」を具体的に実現するために、次に掲げる四つの基本目標の下に、施策の推進に取り組みます。

### 基本目標1 高齢者が自立して健康に暮らせる地域社会づくり

- 健康づくり・介護予防の取組に多くの高齢者に参加していただき、元気に生き生きといつまでも健やかに暮らせる環境づくりを推進します。
- 第9期の計画では、第8期計画から引き続き自立支援・重度化防止に向け、介護予防・日常生活支援総合事業や介護保険サービスを包括的に提供しながら地域マネジメント<sup>#66</sup>を推進します。
- 「要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域や自宅で生活し続けたい」と望む方が、医療や介護など必要なサービスをシームレスに受けながら、人生最期のときまで自分らしく暮らしていける仕組みの構築に取り組みます。
- 在宅で自立した生活を続けられるように、地域ぐるみで支える「地域包括ケアシステム」を更に深化・推進させるため、地域包括支援センターを中心に、在宅介護サービスや地域密着型サービスと保健や福祉サービスを一体的に融合する地域ネットワークの構築を図ります。
- 要介護者への支援だけではなく、介護者の身体的、精神的負担を和らげるための支援を通して、介護者負担軽減の取組を進めていきます。

### 基本目標2 高齢者が生きがいを持って楽しく暮らせる活力ある社会づくり

- 高齢者が持つ豊かな経験と知識を活かして、就労やボランティアなど様々な社会活動に参加することで、明るく活力に満ちた高齢社会を実現し、社会的弱者であるという固定的なイメージを払拭し、高齢者に対する新しいイメージの形成に取り組みます。
- 高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進するため、高齢者の多様性や自発性を発揮できる「場」づくりとともに迅速で有用な情報の提供を一層推進します。
- 地域における助け合い活動を、住民を中心とした多様な主体で広げる「地域の視点」から捉え直し、「協議体（支え合い会議）」や「生活支援コーディネーター<sup>#55</sup>（地域支え合い推進員）」を活動の推進役とする仕組みづくりに取り組みます。
- 高齢者が支えられる側だけではなく、支える側にもなり、生きがいや役割をもって活躍できるよう社会参加を促す施策に取り組みます。

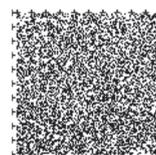


### 基本目標3 高齢者が安心して生活できる環境づくり

- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、安全で安心な暮らしを実現するために、地域の方々と連携しながら、高齢者の社会的孤立を防ぎ、災害時に、配慮を要する高齢者が適切な支援を受けられるよう支援体制整備を推進します。
- ハード面の環境整備だけにとどまらず、高齢者一人一人が、できる限り地域コミュニティの一員であると実感できるような役割意識や参加意識の醸成につながる社会的な環境の整備を推進します。
- 認知症高齢者が、尊厳と希望を持って住み続けられるよう、認知症高齢者の早期発見・早期診断体制の充実、家族への支援、認知症に係る医療と福祉・介護の連携強化を図ります。また、地域において認知症の理解を更に広め、認知症があってもなくても同じ地域でともに生活できる環境づくりを行います。
- 住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、要介護高齢者や支援を必要とする高齢者を地域で支えていくために、市、市民、事業者等が連携して、持続可能な介護・福祉サービスの確保を図ります。

### 基本目標4 高齢者の権利が尊重されるまちづくり

- 高齢者一人一人が尊重され、住み慣れた地域で健康で自立した生活を送ることができるようにするためには、全ての市民が高齢者に対して、現在まで社会の発展に寄与してきた世代として尊敬する気持ちを抱くとともに、高齢者の豊かな生活体験を学びたいという謙虚な気持ちをあわせ持つなど、高齢者を敬愛する社会意識を醸成していくことに努めます。
- 高齢者を主なターゲットとした「電話de詐欺（特殊詐欺）」などの被害から高齢者を守り、日常生活や消費行為が安全で豊かなものになるように多面的な相談支援に向けた体制の整備を推進します。
- 虐待の防止や早期発見、権利擁護の取組を一層強化して、高齢者の尊厳ある暮らしが継続的・安定的に営めるように、地域ぐるみでの取組を進めます。
- 高齢者が尊厳を持って地域社会の中で暮らすことができるよう、関係機関等との連携を図りつつ、成年後見制度の利用を促進します。



### (3) 基本方針

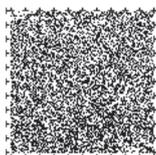
本市は、前記の基本目標を実現するために、以下の基本方針を定め施策を推進します。

#### ① 高齢者の健康づくりの推進

- 日常的な健康づくりの取組を通じて生活習慣病<sup>#56</sup>等の予防に努め、市民が健康で生き生きとした生活を送れる社会を形成するため、国の「健康日本21」に基づいて市が策定した「野田市健康づくり推進計画21」により、市民一人一人が主体的に取り組める健康づくり運動を推進していきます。
- 介護予防・日常生活支援総合事業や介護保険サービスを包括的に提供し、地域における人のつながりを活かし、リハビリテーション<sup>#126</sup>専門職等や地域資源も活用しながら自立支援に資する取組を進めていきます。
- 要介護者にとって欠かせない医療ニーズに対応し、地域で暮らし続けることができるように、在宅医療・介護連携を重点的に推進していきます。
- 在宅医療と介護の連携を推進するために、ICT<sup>#130</sup>等を活用し、医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護事業者協議会、介護支援専門員<sup>#94</sup>協議会など、各関係団体、関係機関との連携を更に進めます。
- 高齢者が歩いて通える範囲に「えんがわ」（通いの場）を確保するため、その運営を担う住民に対し、活動の立ち上げから継続まで包括的な活動支援等を行うとともに、医療専門職の関与を行いながら推進していきます。

#### ② 需要に応じた居宅サービス及び施設サービス等の適切な提供

- 地域における総合的なケア体制を確立するために、高齢者等のサービス利用のニーズや実態等の実情を的確に把握するとともに、介護保険事業者の指導や介護保険制度の周知に努めます。
- 高齢者が介護や支援が必要になっても、在宅でできる限り暮らし続けることができるように、在宅限界点の向上を目指し、その人の状態や生活環境など、利用者ニーズに応じたサービスの提供を進めていくため、施設などの量的確保と介護人材育成などの質的確保の両面を見据え、地域密着型サービスや施設サービスなどの基盤整備を進め、介護保険サービスの充実を図っていきます。
- 介護保険サービス事業者の創意工夫ある自主的な取組で、多様化するニーズに対応した、質が高く適正なサービスが実現できるように、事業者への支援を推進していきます。



- 要介護者への支援のみならず、家族介護者への支援として相談機関の周知や講演会の実施などを通して、介護者の精神的負担を軽減し、支援の輪を広げる取組を進めます。

### ③ 民間活力を活用した多角的なサービスの提供

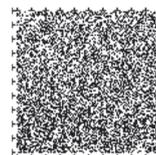
- 介護予防・日常生活支援総合事業を充実させるために、NPO<sup>#131</sup>法人が行う事業やボランティア活動など、地域における様々な活動主体による取組の活性化を推進します。
- 多様化する福祉ニーズに対応できる住民主体の組織を育成するため、NPO法人やボランティアが活動しやすい体制づくりを進めます。
- 団塊の世代を始めとした高齢者自らがサービス事業者の活動支援やボランティア活動など、支援する側として積極的に活動できるような体制づくりを推進していきます。

### ④ 高齢者の生きがいづくりの推進

- 団塊の世代を中心とした、元気な高齢者が「第二の現役世代」として、豊かな知識と経験を活かして、様々な地域活動に積極的に参加し、地域社会を支えることができるような環境づくりを目指します。
- 高齢者の生きがいづくりや社会参加促進の核となる居場所づくりを進め、高齢者の多様性や自発性が発揮できるよう取り組んでいきます。
- 住民を中心とした多様な主体が、「協議体（支え合い会議）」や「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を推進役とする世代間交流やボランティア活動の仕組みづくりに取り組んでいきます。
- 高齢者の求人については求職者のニーズを明らかにするとともに、年齢の高い求職者の雇用を促進するよう求人者への働きかけを行うなど、求職者と求人者をつなぐ役割を積極的に展開していきます。

### ⑤ 高齢者にやさしいまちづくりの推進

- 高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう日常生活や社会生活における物理的・心理的な障がいを始め、制度上や情報に関する障壁など、高齢者を取り巻くリスクを検証し、その除去・軽減を通じて、ユニバーサルなまちづくりを目指します。
- 「福祉のまちづくり」の取組を引き続き実施するとともに、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう様々な団体や組織との間に連携関係を構築します。



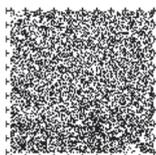
- 認知症サポーター養成講座等の様々な場を活用して、高齢者を見守るポイントや、異変に気付いた際の連絡先などを市民に周知することで、高齢者を見守る体制づくりを進めていきます。
- 災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がいのある方（避難行動要支援者）の支援について、自主防災組織や民生委員児童委員<sup>#117</sup>などの地域の方や関係機関と連携し、一体となって支援体制の整備を進めていきます。

## ⑥ 高齢者の介護に対する社会全体での意識の高揚

- 高齢者を地域全体で支えていく地域の環境づくりを目指して、家庭はもとより関係行政機関及び教育機関、企業や地域社会など、社会のあらゆる領域で高齢者や介護に対する正しい理解を深めるための福祉教育を推進します。
- 社会全体の意識、とりわけ若年層の意識を変え、高齢者や介護に対する理解を更に深めるため、教育委員会等と連携を図り、総合的学習の時間等を活用しながら、更なる福祉教育の推進を進めます。
- 「のだ市民活動ふれあいフェスティバル」を始め各種イベントを通じて、高齢者や介護に対する知識を深めるため、パンフレット等を配布するなど、引き続き啓発活動を行います。

## ⑦ 高齢者の人権の擁護

- できる限り多くの高齢者が健康で生きがいを持ちながら社会参加ができるよう、「健康で活力ある高齢者像」を目指すとともに、社会全体が高齢者を敬愛する意識を持ちながら、高齢者の尊厳が保持できるような地域社会づくりを行います。
- ひとり暮らしや認知症の方の増加に伴い、日常的な見守りや支え合いが重要になることから、地域における取組を支援するとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業<sup>#84</sup>の効果的な活用・充実を推進します。
- 虐待の防止や早期発見、権利擁護の取組を一層強化して、高齢者の尊厳ある暮らしが継続的・安定的に営めるように、地域ぐるみで取組を推進していきます。
- 今後急増が見込まれる認知症の方に対して、認知症サポーターの育成を積極的に行う等の支援策を充実させ、認知症の方が安心して暮らせるまちづくりを進めます。
- 成年後見制度の利用を必要とする方が確実に利用できるよう、引き続き、制度周知のほか、関係機関と連携した相談支援等による利用促進を図っていきます。

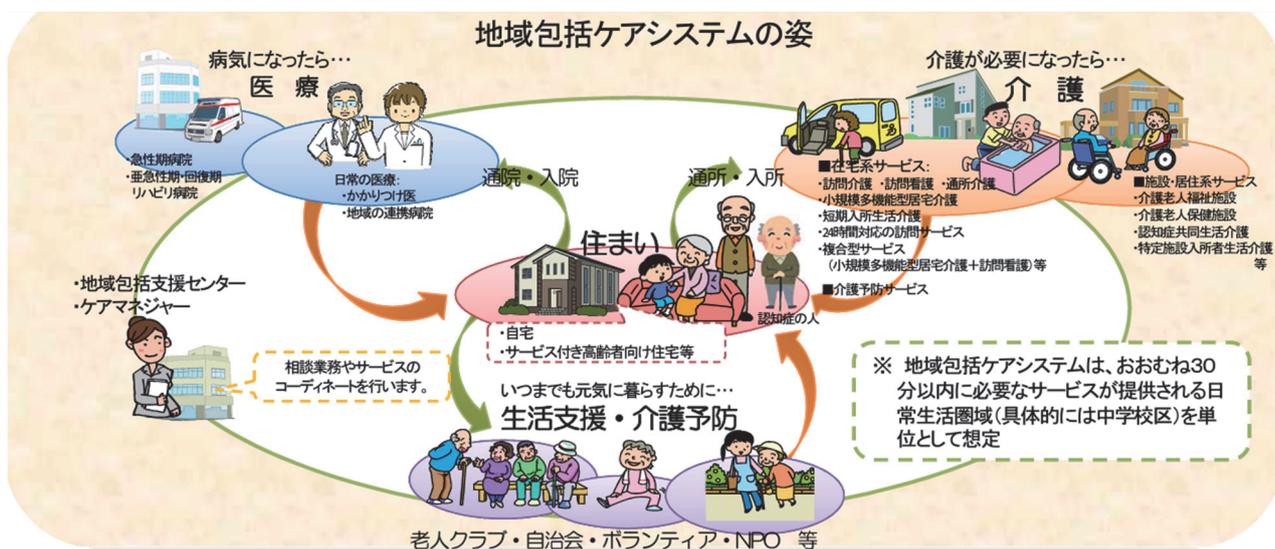


## 2 基本的な進め方

### (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

#### ① 地域包括ケアシステムとは

- 「地域包括ケアシステム」とは、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が日常生活の場で途切れることなく提供できる地域での体制づくりです。
- 高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされています。また、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年と高齢者人口がピークとなる令和22（2040）年を見据え、個人の尊厳の保持と自立生活の支援が重要となります。

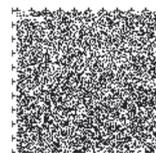


#### ■地域包括ケアシステムのイメージ



(出典) 平成28年3月「<地域包括ケア研究会> 地域包括ケアシステムと地域マネジメント」

- 植木鉢・土（住まい、生活支援）がないところに植物（医療、介護、保健・福祉）を植えても育たないのと同様に、地域包括ケアシステムでは、高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた「住まい」が提供され、その住まいで安定した日常生活を送るための「生活支援・福祉サービス」があることが基本的な要素となります。
- そのような養分を含んだ土があればこそ初めて、専門職による「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」が効果的な役割を果たすものと考えられます。



## ② 本市における地域包括ケアシステムの在り方

- 団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年と、高齢者人口がピークとなる令和22年（2040）年へ向け、野田市や日常生活圏域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していきます。
- 自らが望む在宅生活を継続していくために、地域で見守り、支え合える体制を作り上げます。
- 安心して暮らしていける住まいの確保と居場所づくり、多様な活動を支援します。
- 地域の中で、それぞれの高齢者が役割を持って活動することを支援します。
- 在宅での生活を望む人が、一旦入院や入所しても、再び在宅生活に戻ることができるという視点に立った、医療・介護の連携システムづくりを目指します。
- 認知症の方や医療ニーズの高い高齢者であっても、尊厳を持って生活できるサービス体制や専門家を交えた関係者のネットワークの整備を図ります。

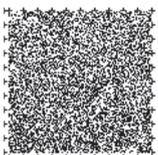
## ③ 地域包括ケアシステム構築に向けた支援体制

### ア 地域ケア会議の開催

- 地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進め、地域包括ケアシステムを構築していくための組織です。
- 本市でも孤立、貧困、精神障がい等、地域において介護保険制度では対応できない支援困難事例が増えているといった背景があり、令和元年度からは、地域ケア会議の充実を図り、自立支援型の地域ケア個別会議を開催し、多職種による専門的な立場から高齢者の自立を支援する取組を実施しています。

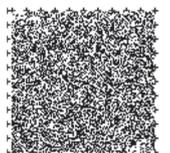
### イ ネットワーク構築のための人材育成支援等

- 地域包括ケアを推進するネットワークの構築に当たっては、地域の社会資源や関係者等との有機的なつながり・顔が見える関係を築き上げ、課題や方向性について関係者間の共通理解と連携意識の醸成を図ることが重要になります。
- 地域包括支援センターは、ネットワーク構築のための考え方や具体的な手法等について調査・研究などを行う会議等を開催するとともに、コーディネートを担う職員の育成、支援を行うことで地域と積極的な関わりを構築しています。
- 地域包括支援センターの3職種（保健師<sup>#112</sup>・社会福祉士<sup>#48</sup>・主任介護支援専門員<sup>#50</sup>）ごとにグループワークやケーススタディ等による研修会を開催し、スキルアップに取り組みます。



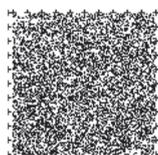
#### ウ 地域への周知・利用促進

- 地域包括ケアの要となる地域包括支援センターが、中心的、主導的存在として活動できるように、地域包括支援センターの目的や機能などを地域の住民や関係者にあらゆる機会を利用して周知し、門戸を広げ、利用の促進を図ります。



### 3 施策の体系

基本理念	基本目標	基本方針
高齢者が健康を保ち、生きがいを持って安心して生活できるやさしいまち	1 高齢者が自立して健康に暮らせる地域社会づくり	1 高齢者の健康づくりの推進
		2 需要に応じた居宅サービス及び施設サービス等の適切な提供
		3 民間活力を活用した多角的なサービスの提供
	2 高齢者が生きがいを持って楽しく暮らせる活力ある社会づくり	4 高齢者の生きがいづくりの推進
	3 高齢者が安心して生活できる環境づくり	5 高齢者にやさしいまちづくりの推進
	4 高齢者の権利が尊重されるまちづくり	6 高齢者の介護に対する社会全体での意識の高揚
		7 高齢者の人権の擁護



## 4 健康スポーツ文化都市宣言

### (1) 健康スポーツ文化都市宣言とは

野田市が目指す「夢のある住みよいまち」、「元気で明るい家庭を築けるまち」の実現には、市民の皆様が「健康」であることが前提です。「健康」は、わたしたち野田市民すべての願いであり、まちの活力の源です。

また、昨今の社会情勢や生活環境の変化に伴い、これから必要となるものが人間力、言い換えれば、社会を力強く生きていくための総合的な力を身につけていく必要があります。

そこで、日々の生活を健康に過ごし、子どもから大人まで、障がいのある人もない人も、スポーツや文化活動を通じて人間力の向上を図り、これを人づくり、まちづくりにつなげていこうと、令和5年4月1日に「健康スポーツ文化都市」を宣言しました。

### (2) 本計画と健康スポーツ文化都市宣言の関連性

本計画では、これまでの基本理念、基本目標及び基本方針を踏襲しつつ、「健康スポーツ文化都市宣言」に基づき、「夢のある住みよいまち」、「元気で明るい家庭を築けるまち」を目指し、高齢者福祉施策及び介護保険施策を推進していきます。

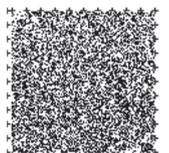
## 健康スポーツ文化都市宣言

健康は、わたしたち野田市民すべての願いであり、まちの活力の源です。生涯にわたり豊かに生き生きと健やかな生活を送るため、心身ともに健康を維持します。更に、先人が培ってきた歴史や文化、豊かな自然に誇りを持ち、障がいのある人もない人も、子どもから大人まで、すべての人々がスポーツや文化活動を通じて、人と人との交流を深め、豊かな心とからだを育み、「夢のある住みよいまち」、「元気で明るい家庭を築けるまち」を目指し、ここに『健康スポーツ文化都市』を宣言します。

- 1 健康への関心を持ち、スポーツに親しみ、豊かな心とからだをつくりまします。
- 1 郷土の歴史や伝統を学び、恵まれた文化や豊かな自然に誇りを持ち、次世代に繋いでいきます。
- 1 健康を維持し、スポーツや文化活動を通じて、人間力の向上を図り、人づくり、まちづくりに繋げ、明るく生き生きとした地域の輪を広げます。

令和5年4月1日

野 田 市



## 5 本計画と持続可能な開発目標（SDGs）とのつながり

### (1) 持続可能な開発目標（SDGs）とは

エスディーゼーゼス

SDGsは、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。平成27（2015）年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。令和12（2030）年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

SDGsは、社会、経済、環境の3側面から捉えることのできる17のゴールを、統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としています。

### (2) 本計画と持続可能な開発目標（SDGs）とのつながり

持続可能な開発目標（SDGs）は、国際社会における目標ですが、国内において「誰一人取り残さない」社会を実現するには、地方自治体の取組が不可欠です。

本計画における基本理念、基本目標及び基本方針を推進することが、SDGsの目標へとつながっていきます。

#### ■持続可能な開発目標（SDGs）と基本方針との対応表

SDGsの目標	基本方針
 <b>【目標3】</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	高齢者の健康づくりの推進 需要に応じた居宅サービス及び施設サービス等の適切な提供 民間活力を活用した多様なサービスの提供 高齢者の生きがいづくりの推進 高齢者にやさしいまちづくりの推進 高齢者の介護に対する社会全体での意識の高揚 高齢者の人権の擁護
 <b>【目標8】</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する	需要に応じた居宅サービス及び施設サービス等の適切な提供 高齢者の生きがいづくりの推進
 <b>【目標11】</b> 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する	需要に応じた居宅サービス及び施設サービス等の適切な提供

